

変更契約時に必要な書類（令和5年1月に変更した箇所は赤字で表記）

（1）13条（建設リサイクル法）の書面

変更で対象となった場合や元々対象であり変更契約によって数量が変わる場合に提出してください。ただし、変更前に対象であったものが変更により対象外になった場合提出の必要はありません。

工事の種類	対象となる場合
建築物に係る解体工事	床面積の合計が 80 m ² 以上
建築物に係る新築または増築の工事	床面積の合計が 500 m ² 以上
建築物に係る上記以外の維持修繕等工事 （設備単独工事も含む）	契約金額（税込）が 1 億円以上
建築物以外のものに係る工事 （土木工事等）	契約金額（税込）が 500 万円以上

（2）契約保証

当初契約時に契約保証をとっている案件で、変更契約により保証の変更が必要になる場合は以下のとおりです。

保証の変更手続きが出来ていないと変更契約ができません。変更協議・承諾後はすみやかに保証の変更の手続きをしてください。

保証の種類	変更の手続きが必要な場合
現金納付・西日本建設業保証株式会社 ^{※1} の保証	変更後の契約金額が変更前の契約金額の 2 倍以上になる場合
銀行保証・履行保証保険・その他	変更後の契約金額が変更前の契約金額の 2 倍以上になる場合 工期を延長する場合

^{※1} 西日本建設業保証株式会社で契約保証をとっている工事の工期が延期する場合、内容変更の証書を提出する必要はありませんが延長の手続きは行ってください。

（3）その他の追加提出書類

増額変更により、下記の金額を初めて超える場合は、追加で書類を提出してください。

変更後の契約金額 （税込）	追加提出書類
4,500 万円以上	下請金額に関する誓約書 ※監理技術者を配置する場合は不要
4,000 万円以上	主任技術者等の専任配置に関する誓約書（技術者）
500 万円以上	現場代理人・主任技術者等の兼務届出書（現場代理人・技術者） ※兼務していない場合は不要

※建築一式工事の主任技術者等に限り、500 万円→1,500 万円、4,000 万円→8,000 万円、4,500 万円→7,000 万円と読み替えること。